

とううん

NO. 49 2023年 4月 2日
J R 東海 労 東京 運輸 所 分会
責任者 廣瀬 哲也
編集 教 宣 部

年休裁判勝利判決！ 恒常的要員不足認定！

労働者の権利、年休権の重要性を確認した判決だ！

会社は臨時列車を運行するためにやむを得ないと主張。

判決内容は、社員が申し出てから相当期間後に、希望を変更させる運用は「合理的な期間を超え、労働者の利益への配慮に反する」と認定した。

6人の年休取得で事業に支障が生じるとしても「会社が年休取得日を変更する権利を行使することは許されない」と判断した。

会社は、即日控訴を取消して 裁判所の判決に真摯に受け止めるべきである！

社員には「あんしん行動」と推進している！

事実、職場では希望する日に年休が入らない。年休が失効しているのである。

社員には、「あんしん行動」を推進しているのであるから、会社は、判決を受け止め非を認め、控訴を直ちに取り消すべきである。

裁判所の判決を真摯に受け止め、労基法で労働者の希望する日に年休を与えなくてはならない。「事業の正常な運営を妨げる場合」に限り変更できるとあるが、恒常的要員不足にあるにも関わらず、それを誤魔化し臨時列車の運行を最優先させているのである。

「あんしん行動」は、非を認め直ちに報告し指示に従う事ではないか。

要員不足の理由をコスト削減が課題ならリニア建設は中止だ！

裁判所は、従業員が足りないことが、年休が取得しづらい背景にあると指摘し、判決を認めたのである。しかし、会社はコロナ禍を機にコストの削減が課題になっていると主張しているのである。それならリニア建設を直ちに中止するべきである。

JR 東海 労は闘う！たくましく前へ進もう！

さあ！行こう！